

平成 26 年 2 月 20 日
介護予防推進室

1. 平成 26 年度の重点取組事項

今後、高齢者の一層の増加が見込まれていることや、震災後の環境変化等に伴う高齢者の機能低下が心配されることを踏まえるとともに、平成 27 年度に予定されている介護保険制度の改正を見据えながら、平成 26 年度は、本市では以下の 3 点について重点的に取り組んでいく。

(1) 地域包括ケア体制の強化

地域関係者や多職種との連携のもとで個別ケースの支援内容の検討を行い、経験や情報の蓄積を通じて地域包括支援ネットワークの強化や地域課題の解決を図る地域ケア会議について、平成 27 年度からの全市での開催を目指し、引き続き、本市の実情に照らした適切なあり方を検証し、効果的な地域ケア会議の仕組みづくりを進めていく。

(2) 認知症対策の推進

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに向け、各種の取り組みを推進していく。

地域で認知症高齢者を見守り・支える体制の構築に向け、一層の普及・啓発に取り組んでいく。認知症高齢者介護家族支援事業をはじめ、地域における認知症介護家族交流会、認知症地域資源マップ等作成事業等の委託事業についても、引き続き実施していく。

また、平成 25 年度に実施した初期集中支援モデル事業の成果等を踏まえ、認知症とわかった早期の段階で多職種が関わりながら適切な支援を行う体制の構築を図る。

さらに、認知症の状態に応じた適切なサービスの提供を行うため、認知症ケアパスの作成を進める。

(3) 介護予防の推進

二次予防事業対象者把握事業による随時の対象者把握を行い、必要な人が早期に介護予防に取り組めるよう、通所型介護予防事業（元気応援教室）及び介護予防訪問指導の二次予防事業に引き続き取り組んでいく。

あわせて、介護保険制度の改正を見据え、これまで行ってきた一次予防・二次予防事業の成果等を踏まえながら、より効果的で利用しやすい介護予防事業のあり方を検討していく。

また、平成 25 年度より新たに実施した 11 月の介護予防月間の取り組みをはじめ、高齢者の方々が住み慣れた地域でいきいきと過ごせるよう、関係機関や地域包括支援センター、地域団体等と協働・連携しながら、さらなる介護予防の普及啓発を進めていく。

2. 地域包括支援センター業務委託に際する方針

上記に基づいた以下の 3 点を踏まえ、平成 26 年度の地域包括支援センター事業計画を作成し、委託業務を実施していただきたい。

(1) 個別ケースの検討の充実と地域課題の発見

地域で高齢者を支える体制の維持・強化に向け、これまで地域の関係者や医療機関等と構築してきた関係性を生かしながら、個別ケースの処遇検討の充実を図るとともに、地域課題の把握に努めていく。

(2) 地域における認知症支援の中核として

地域包括支援センターは、個別支援において、アセスメントシート及び初期対応支援マニュアルを活用し、支援者と連携しながら初期における適切な支援体制を築く等、地域における包括的継続的な認知症高齢者への支援体制構築の中心的役割を担う。また、認知症理解の一層の普及・啓発を図り、認知症の方や家族を地域で見守り・支える体制づくりを進めていく。

(3) 自立支援に向けた介護予防の推進

必要な人が早期に介護予防に取り組めるよう、介護予防の地域への普及啓発と適切なアセスメントを行い、介護予防が必要な人を適切なサービスへ確実に繋いでいく。介護予防ケアマネジメントに際しては自立支援の観点を重視するとともに、自ら介護予防に取り組むよう働きかけを行っていく。

また、高齢者が主体的に介護予防に取り組むことができるよう、引続き、介護予防教室を開催するとともに、介護予防自主グループの立ち上げ等の支援を実施する。